

住宅を新築、建替え又は購入された方に奨励金が交付されます

吉富町では、町内への定住を促進するため、町内に住宅を新築、建替え又は購入された方に対し、家屋に課税される固定資産税相当額を奨励金として3年間交付する制度を設けています。詳しいことは次のとおりです。

項目	内容
対象地域	町内全域
対象家屋	① 自分が生活するために新築、建替え又は購入した住宅で、一つの世帯が独立して家庭生活ができる構造を有するもの ② 平成18年4月1日から平成23年3月31日までの間に、新築、建替え又は購入した住宅（保存登記が終わった日）
対象面積	居住用として用いられている部分（店舗兼用住宅の場合は、店舗部分を除く。）
対象者	① 本町に住所を有する方（対象家屋を新築又は購入し、町内に転入した方を含む。） ② 町税（料）を滞納していない方（転入者は、転入前の市町村税（料）） ③ 将来にわたり吉富町に定住しようとする方 ④ 対象家屋が共有名義の場合は、固定資産税の納税代表者 ※ <u>対象家屋の他に住宅を持っている方は対象となりません。</u> ※ <u>共有名義の場合は、所有者全員が対象家屋に居住していないと対象となりません。</u>
奨励金	対象家屋に課税される固定資産税額（新築軽減措置がなされている場合は、減額後の額。） ※ 土地に課税される固定資産税は対象となりません。
交付期間	固定資産税が初めて課される年度から3年間
手続き	対象住宅に入居した後、奨励金交付対象者指定申請書に次の書類を添えて、申請する。 ① ア) 新築・建替えの場合 建築基準法第7条第5項又は同法第7条の2第5項の規定による検査済証の写し イ) 購入の場合 売買契約書の写し ② 登記事項証明書（対象家屋分） ③ 納税証明書（共有名義の場合は、共有者全員分）

お問い合わせ 吉富町役場企画財政課（電話 0979-24-4071）